豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 06

## 覚えておきたい環境法令

化学物質•
# リスクコミュニケーション 

—第2版—

Environmental
Regulations for Businesses in Toyota City 06

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 06
覚えておきたい環境法令
化学物質・リスス ク コミュニケ

$\qquad$

## Contents

## 概略

身の回りにある化学物質 ..... 02
化学物質に関する法体系 ..... 03
事業所の責務 ..... 04
化学物質
ダイオキシン類対策特別措置法 ..... 05
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関する法律（化管法） ..... 07
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法） ..... 15
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に
関する法律（フロン排出抑制法） ..... 17
化学物質リスクアセスメントの実施 ..... 19
災害や事故に備えた化学物質管理のポイント ..... 21
リスクコミュニケーション
リスクコミュニケーションの概要 ..... 23
リスクコミュニケーションを実践しよう ..... 29
開催プログラムと意見を聞くしくみ ..... 31
化学物質アドバイザー制度 ..... 32
参考
用語集 ..... 33
質問•相談のための窓口 ..... 34

## 身の回りにある化学物質

現代社会においては，色々な製品の製造などのために多種多様な化学物質が利用され，私達の生活に利便 を提供しています。しかし，これらの化学物質は，製造や使用の過程で大気，水，土壌に排出されることがあり ます。


## （oog 化学物質とは

法律上，化学物質の定義は2種類あります。

## 元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）：人工的に合成される化合物

元素又は化合物（労働安全衛生法，特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）：（1に元素，天然物，非意図的生成物質を加えたより広い概念

つまり，私たちの身の回りの全てが化学物質からできています。自然のもの，人間が作ったもの，全てが化学物質となります。

## 化学物質に関する法体系

化学物質の規制は，ばく露経路やライフサイクルの段階に応じて様々な規制があります。一つの化学物質に対して，目的の異なる複数の法律が適用されることに注意が必要です。


注：法令名は一部略称 $\square$当教材で取り扱つている法律

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）Webサイトより

## 環境関連法の主な要求事項（例）



| 対象項目 | 事業者の責務 |
| :---: | :---: |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去等をす るために必要な措置を講ずるとともに，国又は地方公共団体が実施する施策に協力し なければならない。 |
| 化管法 （PRTR制度） | 化学物質を取扱う事業者は，人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し，製造，使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに，その管理の状況に関する国民 の理解を深めるよう努めなければならない。 |
| フロン排出抑制法 | 特定製品の管理者は，特定製品を使用等する場合に，特定製品に使用されるフロン類 の管理の適正化に努めるとともに，国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロ ン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。 |
| 化学物質管理 (リスクアセスメント) | 化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し，それによる労働者への危険又は健康障害を生じるおそれの程度を見積り，リスクの低減効果を検討しなければならない。 |
| リスクコミュニケーション | 事業者は，化学物質の環境リスクを踏まえて適切な管理を行わなければならない。また，行政や住民と情報を共有し，リスクに関するコミュニケーションを行わなければならない。 |

## ダイオキシン類関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織整備に関する法律（公害防止組織法）に基づき，一定の工場には，公害防止に関して専門の知識を有する者を工場に配置（選任及び届出）し，その工場内の公害防止組織の整備を図る義務があります。
公害防止組織を置かなければならない対象業種は，製造業（物品の加工業を含む），電気供給業，ガス供給業，熱供給業です。

| 公害防止組織 | 瞕務 | 要件 | 資格 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公害防止統括者 | 工場の公害防止に関する業務を統括管理 （工場長等を想定） | 常時使用する従業員数が21人以上の事業所＊ | 不要 |
| 公害防止管理者 | －施設の点検，原材料の検査等技術的事項 <br> （設備管理者等を想定） | ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1 の第1号から第4号，同別表第2の第1号から第14号に揭げる施設 | ダイオキシン類関係 |

※ 事業者が使用する従業員の内個々の工場に配置されている従業員の数ではなく，事業者が常時使用する従業員の総数
■ 公害防止管理者の資格取得

| 資格種類 | 受講内容 | 関係機関 |
| :---: | :---: | :---: |
| 国家試験 | 毎年1回行われ，受験資格はありません。 | 一般社団法人 産業環境管理協会 http：／／www．jemai．or．jp |
| 認定講習 | 学歴及び実務経験または技術資格がある場合，書類審査後，一定の講習を受講し，修了試験に合格することで，国家試験合格と同等の資格を有することができます。 |  |

## ■ 公害防止統括者等の届出

| 公害防止組織 | 届出時期 |
| :---: | :---: |
| 公害防止統括者 | 選 任…必要が生じた日から30日以内に選任し，選任した日から30日以内に届出死亡•解任…死亡•解任した日から30日以内に届出 |
| 公害防止管理者 | 選 任…必要が生じた曰から60日以内に選任し，選任した日から30日以内に届出 <br> 死亡•解任…死亡•解任した曰から30日以内に届出 |

## ダイオキシン類対策特別措置法

この法律におけるダイオキシン類とは，「ポリ塩化ジベンゾフラン」，「ポリ塩化ジベンゾーパラ－ジオ キシン」，「コプラナーポリ塩化ビフェニル」の3物質です。

## 特定施設設置者の義務

（1）届出 $\qquad$工場又は事業場に設置される施設のうち，廃菓物焼却炉等の施設であってダイオ キシン類を含むガスを排出するもの（大気基準適用施設），又はこれを含む汚水•廃液を排出する施設（水質基準対象施設）で政令で定めるもの（特定施設）を設置 しようとする場合は，事前に届出が必要です。また，その届出内容を変更しようと する場合も届出が必要となります。
（2）排出基準の厳守
．．特定施設から発生する排出ガス及び特定事業場からの排出水は，排出基準に適合する必要があります。
－大気基準適用施設
（ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条，施行規則第 1 条の 2 ，施行規則附則第 2 条）

| $\begin{aligned} & \text { 号 } \\ & \text { 萻 } \end{aligned}$ | 施設名 | 規 模 | 排出基準（ $\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}$ ） |  |  | $\begin{aligned} & \text { 換算酸素 } \\ & \text { 莀攴(\%) } \end{aligned}$ | $\begin{gathered} \text { 豊田市內の } \\ \text { 施設数* } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 設置年月日 |  |  |  |  |
|  |  |  | $\sim H 9.12 .1$ | $\begin{array}{r} \hline \text { H9.12.2~ } \\ \text { H12.1.14 } \end{array}$ | H12．1．15～ |  |  |
| 1 | 焼結鉱製造用焼結炉 | 原料の処理能力 1トン／時以上 | 1 | 1 | 0.1 | 15 | 0 |
| 2 | 製鋼用電気炉 | 変圧器の定格容量 $1,000 \mathrm{KVA以上}$ | 5 | 0.5 | 0.5 | Os | 0 |
| 3 | 亜鉛回収用施設 | 原料の処理能力 $0.5 ト$ トン／時以上 | 10 | 10 | 1 | Os | 0 |
| 4 |  | 焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力 $0.5 ト ン /$ 時以上溶解炉にあっては容量1トン以上 | 5 | 5 | 1 | Os | 24 |
| 5 | 廃矮物焼却炉 <br> －火床面積 $0.5 \mathrm{~m}^{2}$ 以上又 は焼却能力 $50 \mathrm{~kg} /$ 時以上 －廃妄物の焼却設備に2つ以上の焼却炉が設置され ている場合はそれらの能力の合計とする。 | 焼却能力4トン／時以上 | 1 | 0.1 | 0.1 | 12 | 10 |
|  |  | 焼却能力2トン／時以上4トン／時未満 | 5 | 1 | 1 | 12 |  |
|  |  | 火格子面積 $2 \mathrm{~m}^{2}$ 以上又は焼却能力0．2トン／時以上2トン／時未満 | 10 | 5 | 5 | 12 |  |
|  |  | 上記以外 | 10 | 10 | 5 | 12 |  |

※ 2021年3月31日現在
注1：号番号1及び5の施設については，ダイオキシン類濃度は酸素濃度換算後の値（次式で表される（換算ダイオキシン類濃度））を用いる。 （換算ダイオキシン類濃度）$=($ 測定ダイオキシン類濃度 $) \times \frac{21 \text {－（換算酸素濃度）}}{21 \text {（測定酸素濃度）}}$
2 ：換算酸素濃度欄の $\mathrm{I}_{\mathrm{s}}$ は，酸素濃度換算を行わないことを示す。
水質基準適用事業場（ダイオキシン類対策特別措置法第8条施行規則第1条の2）

| 水質基漼対象施設（19施設）が設置されている特定事業場の排出水 <br> $($ ダイオキシン郑対策特別措置法施行令別表第2参照） | $10 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L}$ |
| :---: | :---: |

## 廃棄物焼却炉に関する特定施設の概略フロー


（3）自主測定………工場又は事業場から発生する排出ガス及び排出水が，排出基準に適合している かを 1 年に1回以上測定し，その結果を豊田市長まで報告する必要があります。ま た，自主測定は施設の稼働日数が少ない場合でも測定しなければなりません。な お，報告された結果は公表されます。
（4）事故時の対応……
特定施設で事故が発生し，ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合，直ちに，応急の措置を講じ，速やかに復旧するよう努めなければな りません。また，直ちに，事故の状況を豊田市長に通報しなければなりません。事故は人為的な事故に限らず，天災等の不可抗力による事故を含みます。

## 特定施設の設置から廃止までの流れ

施設を使用している間の義務
1 届出内容と相違ないように設置し，使用しなければなりません。
2 法で定められた排出基準を遵守しなければなりません。
3 毎年1回以上，ダイオキシン類濃度を測定しなければなりません。
また，測定結果は豊田市長に報告しなければなりません。（結果は豊田市から公表されます。）
届出事項に変更がある場合
1 施設の構造，使用方法，排出ガスの処理方法を変更する場合 $\rightarrow$ 変更届出が必要です。（変更の60日前まで）
2 届出者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）又は住所，特定事業場の名称又は所在地の変更があった場合
$\rightarrow$ 氏名等変更届出が必要です。（変更後30日以内）
3 施設を承継した場合
$\rightarrow$ 承継届出が必要です。（承継後30日以内）
豊田市職員による立入検査について
特定施設を設置している事業者に対して，豊田市職員が立入検査を実施します。
（排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度を測定することもあります。）


## 特定施設で事故が起きてしまったら…

直ちに応急処置を講じ，復旧に努めなければなりません。また，事故状況を下記の緊急連絡先に報告しなければなりません。

| 連絡先 | 豊田市役所 | 環境保全課 | $0565-34-6628$ |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 閉庁時間 | 豊田市役所 | 警備室 | $0565-31-1212$ |

注1：各届出には提出期限が定められているので注意してください。
2 ：その他法律の届出が必要な場合もあるので，法令担当窓口等にて確認してください。
䚯 則 排出基準違反 $\Rightarrow$ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法） 

## 背景

○ 化学物質の多様化，広範囲な使用 $\rightarrow$ 環境汚染の懸念，関心の高まり
$\bigcirc$ 環境規制法による規制 $\rightarrow$ 限定的な規制
○化学物質の有害性（ハザード）が明らかになっても，環境に排出された後のリスクが不明

目的
○事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
○環境の保全上の支障を未然に防止する

## PRTR制度 及び SDS制度の導入

責務
PRTR制度 ○対象化学物質を排出•移動した際，その量を把握，国への届出
$\bigcirc$ 化学物質等に関する国民の理解向上（リスクコミユニケーション等）
SDS制度 ○対象化学物質等を他の事業者に譲渡•提供する際，化学物質等の特性及び取扱 い情報の提供（義務）及びラベル表示（義務）
$\bigcirc$ 化学物質の自主的な管理の改善

## 事業者•国•地方自治体の主な役割

## 事 業 者

国

国及び
地方自治体

化学物質が人の健康を損なうおそれがあること等を認識し，化学物質管理指針＊に留意して，化学物質等の製造，使用その他の管理の改善 に努め，その管理の状況に関して，自主的•積極的に国民に対する理解増進の取組（リスクコミュニケーション等）を実施する。

化学物質の性状及び取扱いに関する情報のデータベースの整備，利用 の増進

## 事業者に対する技術的支援

－化学物質の排出量の把握のみならず，化学物質の管理方法や管理技術に関する講習会の開催等

## 国民の理解増進

－化学物質の性状や管理の状況について，教育活動の一環として冊子 を配布したり，広報活動としてパンフレットの作成や講習会等を開催 する。
－事業者からの要請があれば，リスクコミユニケーションの場を設定す ること等を含め，支援のあり方を検討する。

## PRTR制度

PRTR制度とは，人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について，環境中への排出量及び廃棄物に含まれている移動量を事業者が自ら把握して行政庁に報告し，行政庁は，事業者からの届出 や統計資料等を用いた推計に基づき，排出量•移動量を集計•公表する仕組みです。


## ［PRTR対象物質］

| 第一種指定化学物質 <br> 令和2年度末：462物質令和5年4月1日から515物質 | 人の健康，動植物の生息•生育，オゾン層破壊に関する有害性（ハザード） とそのばく露可能性に着目し政令で指定されたもの <br> 詳細は経済産業省ホームページ「PRTR制度 対象化学物質」を参照 https：／／www．meti．go．jp／policy／chemical＿management／law／prtr／2．html |
| :---: | :---: |
| 特定第一種指定化学物質 <br> 令和2年度末：15物質令和5年4月1日から23物質 | 「第一種指定化学物質」のうち，発がん性等が認められるもの |

注：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令が改正（令和3年10月20日公布）され令和5年 4月1日より，第一種指定化学物質が515物質（うち特定第一種指定化学物質は23物質）に見直されました。

PRTR制度に基づき，以下の3つの要件を全て満たす事業者は，事業活動等に伴い環境に排出され た対象化学物質の「排出量」及びその処理のため事業所外に移動された対象化学物質の「移動量」 について，事業所ごとに都道府県等（豊田市内にあっては豊田市役所）に届出が必要です。

## 排出量

1．大気への排出
2．公共用水域への排出
3．当該事業所における土壌への排出
4．当該事業所における埋立処分

## 移動量

1．下水道への移動
2．当該事業所外への移動

## ［要件1］24業種（令和2年度末）

金属鉱業
原油•天然ガス鉱業
○製造業
電気業
ガス業
○熱供給業
下水道業
鉄道業
倉庫業
石油卸売業
鉄スクラップ卸売業
自動車卸売業
○写真業
自動車整備業
燃料小売業
○洗濯業
計量証明業
一般廃棄物処理業
○産業廃棄物処分業
商品検査業
傐等教育機関
自然科学研究所

## ［特別要件施設］

鉱山保安法の関連施設
（ ${ }^{\text {（ }}$ 下水道終末処理施設
（ （般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
（○）ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設

## ［要件2］従業員数

## ○事業者全体として常時使用される従業員の数が 21 人以上

## ［要件3］年間取扱量

（1）いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 t以上の事業所
（2）いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が 0.5 t以上の事業所
（3）特別要件施設を設置している事業所

## 屚出期間•方法

［届出期間］毎年度4月1日～6月30日
○算出•把握した排出量•移動量を事業所の所在地 を所管する都道府県等（豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課）に届出

## ［届出方法］

（1）電子届出（推奨）
（2）磁気ディスク届出
（3）書面による届出（2部提出）

## 前 則 虚偏の届出 $\Rightarrow 20$ 万円以下の過料処分

## 参考：電子届出の流れ

## 準備

電子情報処理組織使用届出書の提出（提出先：豊田市役所環境保全課）
ユーザーID・パスワード等の受領

届出
PRTR届出システムにログイン $\Rightarrow$
独立行政法人 製品評価技術基盤機構
「PRTR制度電子情報処理組織を使用した届出」 https：／／www．nite．go．jp／chem／prtr／dtp．html


## 照会

届出書の作成，提出（届出内容に疑義がある場合のみ）
照会に対する処理（回答，修正，破棄）
（2）チェック機能により有効数字などの誤りを防ぐことができます。 （3 インターネットで届出でき来庁が不要になります。

## 県条例に基づく届出

豊田市内の事業所では，化管法に基づく届出に合わせて，県条例（県民の生活環境の保全等に関す る条例）に基づく届出も必要です。

## ［目的］

公害の防止，事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定 めること等により，県民の生活を保護し，県民の生活環境を保全すること。

## ［対象事業所］

化管法の届出要件と同じ。
ただし，特別要件施設のみを有する事業所については県条例に基づく届出は不要。

## ［届出内容］

特定化学物質（化管法の第一種指定化学物質及び特定第一種指定化学物質と同心゙物質）の取扱量注：化管法で届出の対象となるのは排出量及び移動量

## 届出期間•方法•届出先

［届出期間］毎年度4月1日～6月30日（PRTR届出と同じ）

## ［届出方法］

（1）書面による届出（2部提出）
（2）あいち電子申請届出システムによる提出
https：／／www．shinsei．e－aichi．jp／city－toyota－aichi－u／offer／offerList＿initDisplay．action


## ［届出先］

○豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課

## Noog 年間取扱量の考え方

## 年間取扱量 $=$ 年間製造量 + 年間使用量

年間使用量 $=$ 年間購入量 + 年度当初在庫量 - 年度末在庫量

## 年間製造量：化学反応，精製等で作り出された化学物質の量

例 化学反応で作り出された化学物質については，クラフトパルプ漂白時に付随して生成 されるクロロホルムがあげられ，精製で作り出された化学物質については，廃シンナー等の精製によって製造されるトルエン，キシレンがあげられます。また，六価クロム化合物を使用する過程で，三価クロムが副生されるような副生成の場合も製造としてとら えます。

## 年間使用量：原材料，資材等として用いた化学物質の量

化学物質の量 $=$ 資材等（製品）量 $\times$ 含有率
（燃料小売業のように貯蔵タンク等に搬入•搬出のみを行っている場合も該当します。）

化管法•県条例の届出判定フロー図

事業者全体で判断（全事業所）

対象業種に該当する事業を営んでいますか？
対象業種［要件1］（P9参照）

はい
いいえ

事業者（全事業所）の常時
使用する従業員数が 21 人
以上ですか？
常時使用する従業員数

はい
以下，個々の事業所ごとに判断


対象化学物質を年間1（特
定第一種の場合0．5）トン以上製造（副生成物も含 む。）していますか？

第一種指定化学物質

はい

届出不要 いいえ ．．．．．

資材等（製品）が形状の
要件を満たしていますか？
製品形状の要件（次頁で確認）
はい
資材等（製品）に含まれる対象物質は1（特定第一種の場合0．1）\％以上含ま れていますか？

第一種指定化学物質
はい
その対象物質の年間取扱量の合計は1（特定第一種の場合0．5）トン以上で すか？

第一種指定化学物質

事業所の常時使用する従業員数が 21 人以上ですか？常時使用する従業員数（特定事業所）

はい

以下の届出が必要です

- 化管法の排出量等の届出
- 県条例の取扱量の届出
- 県条例の管理書の提出（P13参照）

○県条例の事故時の措置及び届出
○市条例の事故時の措置及び届出

以下の届出が必要です
○化管法の排出量等の届出
－県条例の取扱量の届出
市条例の事故時の措置及び届出

以下の届出が必要です ○化管法の排出量等の届出

○市条例の事故時の措置及び届出

## 製品形状の要件判定フロー図

［把握が必要な原材料，資材等（製品）の判定］


## 管理書の作成•提出

県条例では，一定の化学物質取扱事業者は事業所ごとに特定化学物質等を適切に管理するために講 ずる措置を定め，当該措置を記載した『特定化学物質等管理書』を作成し，提出する義務があります。

## ［要件］

県条例に基づく届出対象事業所のうち，1事業所において従業員数が 21 人以上の事業者

## ［記載内容］

（1）方針及び管理計画
（2）化学物質の名称
（3）取扱施設における管理方法
（4）管理組織
（5）事故の予防及び事故発生時の措置

## 届出期間等

## ［提出期間］

○新たに該当となった場合は，該当した日から6か月以内
－内容変更の場合は変更後速やかに

## ［提出先］

○豊田市役所 環境保全課

## Coo 化学物質に你る事故等の措惪

（県民の生活環境の保全等に関する条例第70条，豊田市の環境を守り育てる条例第40条）

- 対象：化学物質を取り扱う全ての事業者
- 応急措置•通報

事故が発生した場合は直ちに応急措置を講じ，事故の状況を通報してください。
1 対象の事故：化学物質を取り扱う施設の破損，故障，誤作動，操作ミスによる事故で，特定化学物質が大気中，公共用水域に排出され，又は地下浸透により人の生活環境に被害が生じる，又は生じるおそれがある場合
2 通報の内容：発生箇所，化学物質名，発生日時，発生状況（周辺被害状況，化学物質の排出状況等），原因等

3 通報の方法：電話•FAX等
4 通報時期：直ちに
5 通 報 先：（開庁時間）豊田市役所 環境保全課 0565－34－6628
（閉庁時間）豊田市役所 警備室 0565－31－1212
－届出
通報の後，豊田市内にあっては豊田市役所環境保全課に，速やかに事故時の応急措置及び再発防止の措置等について届け出なければなりません。

## SDS制度

規制されている物質を確認するための情報源の資料としてSDS（Safety Data Sheet：安全データシ ート）があります。
化学物質及びそれを含有する製品を提供する者は，その製品を他の事業者に提供する際に，SDSによ り化学品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務付けられ，ラベルによる表示が求められています。化学物質及びそれを含有する製品を購入する事業者はそれらの情報を入手するこ とで，化学品の適切な管理に活用することができます。
使用している化学物質にラベル（P20参照）が貼られている場合，PRTR届出の対象となっている可能性があります。PRTR届出と合わせて確認してみましょう。

## ［SDS記載項目］

化管法SDSで提供する情報については，JIS Z 7253：2019により書式が定められています。
1．化学品及び会社情報
2．危険有害性の要約
3．組成及び成分情報
含有する指定化学物質の名称，指定化学物質の種別，含有率（有効数字2桁）
4．応急措置
5．火災時の措置
6．漏出時の措置
7．取扱い及び保管上の注意
8．ばく露防止及び保護措置

## 9．物理的及び化学的性質 <br> 10．安定性及び反応性 <br> 11．有害性情報 <br> 12．環境影響情報 <br> 13．廃棄上の注意 <br> 14．輸送上の注意 <br> 15．適用法令 <br> 16．その他の情報

注：SDSは定期的に確認し，変更がないことを確認してください。
［記載例］


3．組成•成分情報
（成分）p－クレゾール $100 \%$
CAS No．106－44－5 UN No． 2076

## 4．応急措置

眼に入った場合：直ちに流水で15分間以上洗い，意思に診断
吸入した場合：を直ちに受ける。 る。場合により医師に見せる。
5．火災時の措置
消火方法 ：粉末，二酸化炭素を用いる。さらに必要があれば，水嘖露泡を用いる。消火作業の際には必ず保謢具を用いる。
6．漏出時の措置
風下の人を退避させ，関係者以外の立入りを禁ずる。作業員 は全身保護貝を着用し，さらに空気呼吸器を使用し，風上から作業する。土砂等に吸着させて回収し，そのあとを多量の水を用いて洗い流す。
7．取扱い及び保管上の注意
取扱い：保護具を必ず差用する（保講眼鐿保講于袋，保撞長靴，保喰衣，有機がス用防毒マスク）。作業終了時の全身を洗い，衣服も洗濯する。
保 管：火気敞禁
8．ばく露防止及び保護措置
許容震度：ACGIH 5ppm
設䜤対策：局所排気装惪を設は，取扱い場付近に安全シャワ一，手洗い等を設ける。
防毒マスク
9．物理的及び化学的性質
外観：無色の結晶
臭気：
pH ：
融点： $34.8^{\circ} \mathrm{C}$

```
沸 点:201.9}\mp@subsup{9}{}{\circ}\textrm{C
蒸気圧: 133Pa (52% C)
比重:1.0
溶解度 : アルコール, エーテル, クロロホルム可溶。水にわずか
        に溶ける。
10. 安定性及び反応性
    水との反応性
    安定性•反応性:爆発下限1.1%,引火点が高く比較的引火し
        にくいが, 上記は空気と爆発性混合物を作る。
```

    避けるべき条件: 火気厳禁
    11. 有害性情報
急性毒性: 経口毒性 LD50 $207 \mathrm{mg} / \mathrm{kg}$ (ラット)
皮膚腐食性: 皮虞を激しく冒す。腐食性物質。
眼の重篤な刺激性: あり。
特定標的臓器: 器官の損傷。
12. 環境影響情報
水生生物に毒性あり。
13. 廃棄上の注意
おがくず等に吸収させ, 焼却炉で焼却する。
14. 輸送上の注意
毒物及び劇物取締法に準ずる。振動を避けて輸送すること。
15. 適用法令
毒物及び劇物取締法の劇物に指定。
16. そのほかの情報

# ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の <br> 推進に関する特別措置法（PCB特別措置法） 

## 背景と目的

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」）は，主に変圧器（トランス）やコンデンサー用の絶縁油として，国内で昭和28年から生産が開始されました。しかし，昭和43年のカネミ油症事件＊を契機として，昭和47年 から国内での製造，輸入が禁止され，処理体制を速やかに整備し，確実かつ適正にPCBの処分を行う ことを目的に，平成13年にPCB特別措置法が制定されました。
平成28年にPCB特別措置法が改正され，国内にある全てのPCBが含まれている電気機器等は現在使用中のものも含め処理期間が決まりました。
※ カネミ油症事件…米ぬか油中に，脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で，1968年10月，西日本を中心に広域にわたって，米ぬか油による健康被害が発生しました。当時の患者数は約 1 万 4 千名以上といわれています。

## 責務：保管状況等の届出

PCB廃妄物を保管している事業者は，毎年度分の保管•処分状況を，翌年度の6月30日までに届け出 ることが義務付けられています。（豊田市内にあっては豊田市役所廃棄物対策課に届出）
注：保管事業場を変更した場合及び相続，合併又は分割により事業者の地位を継承した場合も届出が必要

．事業者は定められた期間内に，PCB廃棄物を自ら処分し，又は処分を他人に委託 することが義務付けられています。豊田市內における事業者は以下のとおりです。
高濃度PCB（5，000ppm超）

| 対象物 | 処分期間 | 处理事業者 |
| :---: | :---: | :---: |
| 変圧器・コンデンサー | 令和4年3月31日 | 処分期間終了のため |
| 安定器及び汚染物等 | 令和3年3月31日 | 処理事業者なし |
| 全て | 令和9年3月31日 | 国又は県に認定された処理場 |

## 主な対象施設•機器：保有している場合は届出が必要



## PCB廃杰物の保管方法（ $~: ~$ 廃棄物処理法第12条の2第2項，○：同法施行規則第8条の13）

－PCB廃棄物専用として屋内保管することが望ましい
－他の物が混入しないよう仕切る などの措置（第4号）
－雨水等による腐食防止のため，例えば，定期的な塗装や屋内に保管すること
－機器類の腐食防止のための措置 （第5号口）

転倒防止の措置
PCBが飛散•流出•地下浸透しない
措置（第2号）


## PCB含有•非含有の見分け方

［変圧器・コンデンサ一の場合］
銘板 ${ }^{* 1}$ からPCB使用電気
機器かどうかを確認


## 使用中 高濃度PCB含有電気工作物廃止後 高濃度PCB廃玄物

処分期間までに処理

## 使用中 低濃度PCB含有電気工作物廃止後 低濃度PCB廃棄物

## ［安定器の場合］



## ［汚染物の場合］

PCBが付着したり，浸み込んだりしている汚染物等は，含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定して判断します。汚染物のPCB濃度の測定方法については，以下のホームページを参照してください。
「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」http：／／www．env．go．jp／recycle／poly／guideline．html


主な罰則

## 規 則

期限までに適正処理を行わず，環境大臣または都道府県知事による改善命令に違反した場合
PCB廃棄物を譲渡し，又は譲り受けた場合（環境省令で定 める場合を除く）
PCB廃棄物の保管および処分について届出を行わなかっ たり，虚偽の届出をした場合
PCB保管事業者の相続，合併または分割により事業を承継した法人が承継の届出を行わなかったり，虚偽の届出を した場合

## 筜 則

3年以下の懲役若しくは，1，000万円以下の罰金又は これらの併科
3年以下の懲役若しくは，1，000万円以下の罰金又は これらの併科

6 か月以下の懲役若しくは，50万円以下の罰金

# フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） 

## 背景と目的

人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化防止への積極的な取組を重要視 し，オゾン層を破壊し地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため，業務用冷凍空調機器廃棄時のフロン類回収義務に加え，フロン類使用機器の管理など，フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策が規定され，2015年より施行されています。

## 主な対象機器

第一種特定製品 業務用の空調機器（エアコン）及び冷凍冷蔵機器であって，冷媒としてフロン類が使われているもの。 第二種特定製品（カーエアコン等），家庭用製品（エアコン，冷蔵庫等）は除く。

例 業務用空調機器，冷凍冷蔵ショーケース，制御盤用クーラー，オイルチラー，定置型冷凍冷蔵 ユニット，ウォータークーラーなど


環境省•経済産業省「フロン類算定漏えい量報告•公表制度（第6版）」より

## 銘板記載例



愛知県［フロン対策（フロン排出抑制法関係）〕掲載の管理者向け
リーフレットより

## 義務

$\bigcirc$ 機器の適切な場所への設置，設置環境の維持保全（機器の損傷等の防止）
機器の定期的な全数点検
全ての第一種特定製品を対象とした簡易点検が，一定規模以上の第一種特定製品について は上乗せで専門知識を有する者による定期点検の実施が必要。
簡易点検

| 製品区分 | 対象機器 | 点検の貲度 | 点検內容 | 点検実施者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| エアコン冷凍冷蔵機器 | 全ての機器 | 3か月に 1回以上 | ○目視による点検等 <br> - 異常音 <br> - 外観の損傷，摩耗，腐食，さびその他の劣化，油漏れ，熱交換器への霜の付着 <br> －庫内温度の確認（冷凍冷蔵機器のみ） | 制限なし <br> 自ら実施可能 |

定期点検

| 製品区分 | 対象嘰器 |  | 点検内容 | 点検実施者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| エアコン | 7.5 kW 以上 50 kW 末満 ビル用マルチェアコン， GHPエアコン等 | $\begin{aligned} & \text { 3年に } \\ & \text { 1回以上 } \end{aligned}$ | 目視による点検等 <br> －簡易点検と同栐の内容 <br> ○直接法（漏洩検知器を用いた方法等），間接法（機器の状態を把握するために必要な事項を計測する方法） <br> 又はこれらを組み合わせた方法 | $\begin{gathered} \text { 専門家 } \\ + \text { +分な知見を } \\ \text { 有する者 } \end{gathered}$ |
|  | 50kW以上中央方式エアコン等 | 1年に 1回以上 |  |  |
| 冷谏冷蔵機器 |  | 1年に 1回以上 |  |  |

## ■ 製品の整備履歴の記録，保存

第一種特定製品の管理者は，機器の点検•修理，冷媒の充填•回収等の履歴を記録•保存する必要があり ます。当該記録はどのような様式でも構いません。当該製品の廃忘等を行い，冷媒の引渡しを完了した日 から3年経過するまで保存する必要があります。

## 点検記録に記載すべき事項

| 基本的な事項 | 点検／修理に関する事項 | 六填／回収に関する事項 | 廃棄等に係る引き取り／充填 されていないことの確認に関する事項 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| - 管理者の氏名又は名称 <br> - 機器の設置場所 <br> - 機器を特定するための情報 <br> - 充填されているフロン類の種類及び量 | - 実施年月日 <br> - 実施者の氏名又は名称 <br> - 点検／修理の内容•結果 <br> - 漏えい又は故障等が確認 された場合における速や かな修理が困難である理由及び修理の予定時期 | - 実施年月日 <br> - 実施者の氏名又は名称 <br> - 充填／回収したフロン類の種類及び量 | - 実施年月日 <br> - 実施者の氏名又は名称 |

－フロン類の漏えい時における適切な処置
フロン類の漏えい・機器の故障等が確認された場合は，速やかに漏洩•故障箇所を特定し，修理を行う必要があります。漏えい等が確認された場合に，修理しないまま充填を行うことは原則禁止です。
－機器整備時におけるフロン類の充填及び回収の委託
フロン類を充填する必要がある時は，都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託 しなければなりません（自社所有の機器に充填する場合も同様）。
－漏洩量の報告（ $1,000 \mathrm{t}-\mathrm{CO}_{2} /$ 年以上の場合）
事業者全体での年度内のフロン類算定漏えい量が $1,000 \mathrm{t}-\mathrm{CO}_{2}$／年 以上になる事業者は，国（事業所管轄大臣）に報告する必要があります。

## 廃亲時に取り組むべき事（管理者の場合）

- 廃充等の前に充填回収登録業者にフロン類の回収を依頼。（回収依頼書等の書面の交付）
- 引取証明書，再生証明書，破壊証明書の受取，保管（廃妄時の引渡し完了日から3年間）。注：引取証明書が交付されない場合，都道府県に通知。
- 廃忘物・リサイクル業者に機器を引き渡す際には，引取証明書の写しを作成し，機器と一緒に渡す＊。
- 解体工事の際は，解体工事元請業者が実施する機器の設置の有無等に関する調査に協力し，調査結果に ついて元請業者から事前説明された書面を3年間保存する。
※ 廃棄物・リサイクル業者が充填回収業登録を受けている場合には，フロン類の回収と合わせて機器の引取も依頼可能。


## 罰則について

2020年4月1日に施行された改正フロン排出抑制法にて罰則が強化されました。

例 廃棄等実施者（機器を廃棄する者）は，フロン類を重点回収業者に必ず引渡しを行う。

違反したら，直接罰で50万円以下の罰金
直接罰：行政指導や行政命令により自主的な改善を促すといった過程を経ることなく即時に適用される罰則。

各項目の詳細はこちらのホームページをご確認ください
 mizutaiki／furontaisaku．html


環境省フロン排出抑制法 ポータルサイト https：／／www．env．go．jp／earth／furon／

## 化学物質リスクアセスメントの実施

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ，労働安全衛生法が平成28年6月に改正され，リスクアセスメントの実施が事業者の義務となりました。事業者は，政令で定める674物質（2021年1月1日時点）＊について危険性又は有害性等を調査し， その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めな ければなりません。

- 一定の危険性•有害性が確認されている化学物質の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）
- リスクアセスメントの結果に基づき，労動者の危険又は健康被害を防止するために必要な措置を講じ る（努力義務）。

対象の化学物資を製造又は取り扱う全ての事業所が対象（業種，規模は問いません。）
－制度の概要



新規化学物質＜年間 約 1，000 物質＞
※ 最新の物質名と物質数については，厚生労働省のホームページにてご確認ください。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」 https：／／anzeninfo．mhlw．go．jp／anzen＿pg／GHS＿MSD＿FND．aspx


## リスクとは…

特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれの ある労働者の危険又は健康障害の発生可能性とその重篤度を組み合わせたもの

以下の情報を入手し，危険性又は有害性を特定する。
○SDS（安全データシート），仕樣書，機械•設備の情報
○作業標準書，作業手順書
○作業環境測定結果
○災害事例，災害統計…等
－発生するおそれのある危険性又は健康障害の発生可能性と重篤度から見積る。
化学物質等による疾病では，有害性の程度とばく露の程度を用いる。

## リスク低減措置の優先順位

①有害物質の使用中止，有害性の少ないものへの転換
（2）生産工程，作業方法の改良による発散防止
（3）局排，プッシュプル換気装置による拡散防止
（4）希釈換気による気中濃度の低減。作業環境測定による状態監視
（5）時間制限，保護具による人体侵入の抑制

## STEP 1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質の危険性，有害性は見た目だけではわかりません。
容器や包装に貼付されているラベル，SDS（安全データシート）を必ず確認しましょう。


| S D S（安全データシート） |  |
| :---: | :---: |
|  | 事業者間の取引時にSDSを提供 し，化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達する ものです。 <br> SDSは定期的に確認しましょう。 |

## STEP 2 リスクの見積り

$>$ 対象物を製造し，又は取り扱う業務ごとに，次の（1）～③のいずれかの方法又は併用で実施しましょう。
（危険性については（1）と③に限ります。）
（1）対象物が労働者に危険を及ぼし，又は健康障害を生ず るおそれの程度（発生可能性）と，危険又は健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法
（2）労働者が対象物にさらされる程度（ばく露濃度など）と この対象物の有害性の程度を考慮する方法
③ その他，（1）又は（2）に準じる方法

## リスクの見積り例 ：コントロール・バンディングを用いた方法

「コントロール・バンディング」は簡易なリスクアセスメント手法の一つで，中小企業を対象にした簡単で実用的な化学物質の管理手法です。
厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」で支援システムを提供しており，サイト上で必要な情報を入力 すると，リスクレべル，それに応じた実施すべき対策，参考 となる対策シートが得られます。

## STEP 3 リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき，危険性に応じた低減措置の内容を検討しましょう。労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は，その措置をとる必要があります。


## STEP 4 リスク低滅措置の実施

検討した危険性又は有害性に応じた低減措置の内容を実施しましょう。
死亡，後遺障害又は重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては，暫定的措置を直ちに実施してください。 リスク低減措置の実施後に，改めてリスクを見積りましょう。

リスク低減措置の実施例…
有害性の高い物質から低い物質に変更する。
－作業工程や方法を改良して発散量を減らす。設備の密閉化，自動化，遠隔操作，隔離など
局排，プッシュプル換気装置により拡散を防止する。
容器に蓋をする，密閉する。
作業手順（作業時間など）を見直して濃度を低減。
化学物質の形状を粉（小）から粒（大）に変える。
－有効な保護具を適切に使用する。


## STEP 5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

－リスクアセスメントを実施したら，労働者に周知しましょう。
周知事項
（1）対象物の名称
（2）対象業務の内容
（3）リスクアセスメントの結果
④実施するリスク低減措置の内容


## 災害や事故に備えた化学物質管理のポイント

1 法令を遵守する
－法規制や指針に基づく管理方針，管理計画を策定する。

## 参 考 県条例第67条第1項に基づく愛知県化学物質適正管理指針

2 管理体制を構築する

- 役割と責任を明確化する。
- マニュアルや手順書を作成する。
- 連絡体制を整備する（社外への連絡を含む）。
- 防災マップを活用し被害を予測して備える。

3 情報収集や知識を習得する •SDS等から化学物質の性質や取扱方法を確認する。

## 参 考 ハザードマップ情報

－豊田市役所 各種ハザードマップ
https：／／www．city．toyota．aichi．jp／kurashi／bousaibouhan／1031852／1029984／index．html
［掲載項目］豊田市内の地震•洪水•土砂災害・ため池のハザードマップ

## 参 考 化学物質の性状等に関するデータ

－独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム（NITE－CHRIP）
https：／／www．nite．go．jp／chem／chrip／chrip＿search／systemTop
［掲載項目］PRTR制度対象物質の性状や有害性情報，化審法既存，化学物質の安全性点検データ，国内法規制対象物質等

－国立医薬品食品衛生研究所 ホームページ
https：／／www．nihs．go．jp／index－j．html
［掲載項目］医薬品，食品，化学物質，環境に関する健康•安全情報


独立行政法人 国立環境研究所 化学物質データベース（Webkis－plus） www．nies．go．jp／kisplus／
［掲載項目］化学物質検索，法規制の状況，発がん性や環境評価データ


## SDSの読み方

国際基準であるGHSに
基づいて分類されてい
ます。
危険有害性がある場合
区 分：1区分 2 分
3区分 4
危険性：高 中 低

事故の未然防止，事故
時の対応方法か分かり
ます。


## 4 過去の災害や事故事例から学ぶ

## 参 考 化学物質に関する事故事例データベース

中央労働災害防止協会 労働衛生情報センター 化学物質有害性関係ホームページ
https：／／www．jisha．or．jp／chemicals／index．html
［掲載項目］化学物質の危険•有害性情報，災害事例，安全健康関係 リンク情報
－産業技術総合研究所 RISCAD（リレーショナル化学災害データベース）
https：／／riss．aist．go．jp／sanpo／riscad／
［揭載項目］経済産業省所管の火薬類，高圧ガス関連の災害事例や消防法危険物関連災害事例，その他の化学プラント関連災
害事例等
－厚生労働省 職場のあんぜんサイト 労働災害事例
https：／／anzeninfo．mhlw．go．jp／anzen＿pg／SAl＿FND．aspx
［揭載項目］死亡災害や重大災害などの事例について発生状況や発生原因そして対策を紹介
－経済産業省 産業保安
https：／／www．meti．go．jp／policy／safety＿security／industrial＿safety／index．html
［掲載項目］電気，鉱山，火薬類，都市ガス，LPガス，高圧ガス，熱供給，製品の安全など，分類ごとに事故の情報を詳しく紹介

## Nog 筧剖等の取扱いについて

豊田市內では過去に，次亜塩素酸ナトリウムの薬剤 タンクに，別の薬剤を入れてしまい「塩素ガス」が発生 する事故や，工場火災の際に化学物質が場外に漏洩 した事故が発生しています。
薬剤（化学物質）等の保管•取扱いに注意しましょう。

注：薬剤（化学物質）等は「毒物及び劇物取締法（毒劇物）」や「消防法 （危険物）」で規制されている場合があります。

## 〈各法令に関する窓口〉

－毒物及び劇物取締法に関すること……豊田市 保健部 総務課 TEL：0565－34－6723 （豊田市保健所）
－消防法に関すること豊田市 消防本部 予防課 TEL：0565－35－9705

## リスクコミュニケーションの概要

リスクコミュニケーションとは，市民や事業者，行政などの様々な関係者が，化学物質等による環境リス クに関する情報を共有しつつ，お互いの立場を尊重して相互理解を深める（環境リスク（P 24 参照）に関 するコミュニケーションを行う）ことです。

理解と信頼のレベルの向上•環境リスクの低減


## 説明会とリスクコミュニケーションの違い

一般的に説明会とは，工場新設等の際に多人数に情報を提供するための手段です。一方，リスクコミュニ ケーションは，単に情報提供や説明を行うだけでなく，市民等との意見交換等を通じて相互理解を深め， リスク低減の対策に役立てることを目的としています。

## 環境リスク

> <<< 環境リスクとは \ggg

化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性のことです。その大きさは，化学物質の有害性の程度と，どれだけ化学物質に接したか（ばく露量）によって決まります。

## 環境リスク＝有害性の高さ $\times$ ばく露時間•量

有 害 性……人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす性質
ばく露時間•量…化学物質を吸いこんだり，食事をしたり，触れたりすることにより体に取り込む量

有害性が低くても長期間のばく露や高濃度であれば危険である一方，有害性が高くてもばく露量が少なければ安全

リスクコミユニケーションでは，関係者が相互に情報を要求，提供，説明し合い，意見交換を行って関係者全員が問題や行為に対して理解と信頼のレベルを上げてリスク低減に役立てることが期待されて います。

## 市 民

行 政

- 情報提供
- 解説，助言
•施策への活用 など


## 事業者

－化学物質の適切な管理
（リスク評価・リスク管理）

- 情報公開
- 市民への説明
- 自主管理改善 など


## 情報共有•意見交換•相互理解

## 環境リスクの低減

リスク評侕 優先的にリスクを管理すべき対象（物質，地域）を洗い出し，その化学物質の性質やばく露 の条件に基づいた評価を行うこと。

リスク管理 リスク評価による管理の優先度に基づき，適切な取扱い（削減や管理）をすること。
（1）対象とする化学物質を選択する。
（2）リスク評価結果を検討する。
（3）具体的な対策を行い，自主管理を推進する。

## 事業者の責務



化管法第4条において，事業者の責務として，化学物質の管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならないとされています。
－化学物質に関する関心の高まり～一般の人の多くは，化学物質をネガティブなイメージで捉えています～
○近年，化学物質の種類の増加や環境ホルモンなど人体への影響に関する報道により，化学物質に対する関心を持つ人が増加
－一般市民の化学物質に対するマイナスイメージや不安
各種トラブルの未然防止と企業イメージの向上～地域とのつながり（対話）～
－一般市民への適切な情報提供
○トラブル時のみでなく，曰常的な信頼関係の構築

- 企業イメージの向上
- PRTR制度～行政による事業所の情報公開～

国に届出をされた個別事業所の排出量等のインターネットへの公開
○事業所が自らの排出量等について把握•説明

$\left[\begin{array}{c}\text { 化学物質の安全に関する適切な情報提供や住民との対話によって，} \\ \text { 地域から瀬される企業となるととか不可欠です。 }\end{array}\right]$

## 具体的には…

化学物質に関係する全ての人 （事業者，行政，地域住民…）と化学物質のリスクに関する情報 を共有する必要があります。

そのために行われる対話が リスクコミュニケーションです。

コミュニケーションを通じて， より具体的な対策に結びつけ化学物質による環境負荷の低減を図り，地域との信頼関係につなげます。

安心•信頼
適切な化学物質管理


## 様々なリスクコミュニケーション



[^0]
## 対話型リスクコミュニケーションの必要性

まず，確認してみましょう
対話型リスクコミュニケーションの必要度チェック

## Q1．事業所で化学物質を製造したり，使用していますか？

- 事業所で取り扱っている全ての化学物質をきちんと把握できていますか？
- 塗料や洗浄剤といった製品にも化学物質が含まれています。

化学物質を取り扱うのは，化学企業だけではありません。製造業全般，ガソリンスタンド，クリーニング などのサービス業，学校，研究機関なども化学物質を扱います。
注：どのような化学物質を取り扱っているか分からない場合は，すぐに確認が必要です。
Q2．工場の増改築の予定があったり，「臭い」「うるさい」など地域住民から苦情を言われたことが ありますか？

- 相談窓口がどこか明確にして，日頃から地域住民の声をきちんと聴く努力をしていますか？
- 社内で苦情に対応する体制が整備されていますか？担当者レベルで地域の声が黙殺されていませんか？


## Q3．事業所は PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）の届出義務の対象ですか？

－PRTR 制度については，P8 を参照してください。

一つでも該当する場合は，今すぐ化学物質に関する対話型リスクコミュニケーションのための取組を始めましょう。 また，該当しない場合でも，地域住民との信頼関係向上のため，対話型リスクコミュニケーションの実施を検討しましょう。

対話型リスクコミュニケーションを実施した場合

- 地域の人たちと信頼関係ができる。
- 企業のイメージアップに繋がる。
- 気づきにくい問題の発見ができる。
- 問題が小さいうちに対処できる。
- 効率的なリスク管理が可能になる。

対話型リスクコミユニケーションを実施しなかった場合
－都合のよい情報しか出さないことになりがちで，信頼を損なう可能性があります。
－「地域の人の健康や環境に関心のない不誠実な企業」と して，企業イメージがダウンします。
－紛争が発生した場合，地域との関係がこじれて紛争が長期化し，結果として莫大なコストが生じかねません。


対話の必要性を認識しましょう…地域住民の環境不安は，工場や廃棄物処理施設がワースト1です。

※経済産業省による環境モニター・アンケート「化学物質対策に関する意識調査」から抜粋

## リスクコミュニケーションの参加者

地域住民，事業者，行政等の関係者のほか，中立的な立場として，司会進行役（ファシリテーター）や解説役 （インタープリター）が参加することにより，円滑なリスクコミュニケーションが促進されます。


事業者（工場など）
社員，地域，消費者への配慮と情報公開

## 地域住民•消費者

地域の環境管理と監視，事業者への要望
事業者，行政の化学物質管理の是非への意思表示

## 自治体•国

事業者と市民の仲介
市民の理解増進の支援
－地域レベルの環境管理，監視，施策の実施

関係者全員が問題や行為に対して理解と信頼のレベルを上げて
リスク低減に役立てることが重要です。

## 互いの関心•認識の違いを理解しよう

関心•認識の違い

－問題が起きていないので，リスコミをする必要がないのでは…
説明してもわかってもらえないのでは…

- どんな質問をされるかわからない…
- 工場を改築したいが．．．

他がやってないし，時間もない…

## 事業者（工場）

- 何を作ってるの？
- どんな化学物質を使っているの？
- 騒音がひどい，変なにおいがする

説明が専門的過ぎてわからない…
住んでいる地域は安全なの？


立場が異なると，関心や認識が異なります。まずは，その溝を小さくするよう努めましょう。
Coog 地域の代表者が参加するメリット
対話型リスクコミュニケーションでは，意見交換時に相互に意見が伝わる規模の人数が好ましい とされ，あまり多人数になると，一方的な情報伝達で終わる可能性があります。
地域の代表（自治区の区長等）が参加すると，下記のようなメリットがあります。
○リスクコミュニケーションの結果などの情報が地域に伝わりやすくなる。
○地域の多様な意見の収集や取りまとめが行いやすくなる。

## リスクコミュニケーションを実践しよう

## 事前準備のポイント

## 事前準備が，リスコミを成功させるカギになる

## 対象者を理解する

1 ：利害関係者（地域住民等）の関心事項と利害関係者を把握する。
2 ：利害関係者が必要としている情報の詳細 さを理解する。
3 ：利害関係者の専門的知識のレベルを把握 する。

リスクコミュニケーションの円滑化
1 ：化学物質への偏見や感情的な意見への対応を準備しておく。

2 ：有効な情報伝達手段を選択する。
3 ：各利害関係者に公平で信頼される情報を用意する。

実施手順：8つのステップとフィードバック
対話型リスクコミュニケーション実施の8つのステップ

## （1）体制の整備

## （2）事実•現状の把握

8）リスクコミュニケーションの評価
（3）目的•目徱の設定

7 リスクコミュニケーションの実施

## 4）リスクコミュニケーション相手の設定

6 方法の確認と会合の検討
5 メッセージ（資料）の作成
（1）体制の整備
－環境部門だけでなく，会社全体としてリスクコミュニケーションの有効性を認識する。
－リスクコミュニケーション担当者を設定するなど，組織内の体制を整備する。

## Point

- 実施体制の整備
- リスク情報の共有化
（2）事実•現状の把握
- 大気や公共用水域，土壌，地下水へ排出している化学物質の種類と物質•有害性に関する情報を収集する。
- 化学物質の環境中への排出量と濃度などの事実を把握する。
- 地域住民の懸念事項は何か（最近苦情はなかったか），懸念のレベルはどれくらいか把握する。
- 近々工場を解体•増設することはないか，一時的にでも近隣に影響が出る作業をすることはないか確認する。



## Poill

- 一般的な情報の収集
- 該当地域特性についての情報収集
- リスク情報の蓄積
（3）目的•目標の設定
- リスクコミュニケーションの目的•目標を明確にし，内部の関係者で理解し共有する。
- メッセージの与え方や使い方を検討し内部の役割分担とスケジュールを決める（いつ，誰に対して，どのようなメッセ ージを伝えるか等）。


例えば，住民の不安を解消する，
Prim

住民に事業所の環境対策を理解してもらう。

- 方針の明確化
- 明確で実行可能な目標の設定

注：目的•目標を設定する際には，2 で把握した利害関係者の懸念事項等を考慮する。
（4）リスクコミュニケーション相手の設定
－影響を与えると思われる，メッセージを伝えるべき相手や地域の範囲を慎重に決める。

例えば，実質的に対象となる地域の範囲を検討 し，相手を行政，自治区役員，近隣住民，水利権 を持つ漁協などから選定

## Point

- 対象地域の決定
- 対象地域内の利害関係者の特定
（5）メッセージ（資料）の作成
- 伝えたい内容について，わかりやすいメッセージ（資料）を作成する。
- 事前に，模擬的にテストを行ってメッセージを見直す。


## Point

•専門用語や曖昧な表現は使わない。
メッセージを簡潔にする。
データの根を处を明確にする。
•関連する情報を紹介し，後で参加者が調べること
を可能にする。
－視覚的な説明（図，写真，グラフの利用）

- 説明できない理由を明確化
- メッセージに対する客観的な検証
- 事業者に不利な情報でも適切に公開
（6）方法の確認と会合の検討
－参加者及び事業者の状況に応じ，説明会，講演会，懇談会，工場見学会等の適切な手法を選択する。
～
- メッセージを伝える方法を確認する。
- 会合をもつときは，日程，場所，時間を相手が参加しやすいように設定する。


## Point

- 適切な手法の選定
- 集中的な日程で説明会を開催
（7）リスクコミュニケーションの実施
－利害関係者に積極的に参加アピールを行い，展開する内容によっては， ファシリテーターやインタープリターが必要。


円滑に会合を進めるためには，相手を対等なパート ナーとして接する。感情的にならず，冷静に対応し ながら，ポイントとなるメッセージを伝える。

## Point

- 双方向のコミュニケーションにする。
- 説明会における役割の分担を明確化する。
－ファシリテーターやインタープリター を活用する。
（8）リスクコミュニケーションの評価
－情報提供の後，地域住民に話を聞いたり，会合の後に参加者ヘアンケ ートを行い，評価し，見直しを行う。また，住民の意見がどのように活か されたか，住民にフィードバックする。


## Point

客観的な評価

## Poim

－リスクコミュニケーションをサイクル として捉える。

## （000）リスクコミコニケーション実施前のチェックリスト

（1）資料を作成する際に相手の理解度•関心を考慮した。
（2）会合の目的•趣旨を理解している。
（3）相手の理解•関心にあわせて話をするよう心がける。
（4）正直，率直，オープンに話し合うよう心がける。
⑤ 相手をパートナーとして受け入れるよう心がける。
⑥情報を一方向に出すだけでなく，相手の言うことを聞くよう心がける。
（7）不利な情報も隠さず，偏らないように分かりやすく説明するよう心がける。
（出典：自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル）

## 開催プログラムと意見を聞くしくみ

## プログラム例

| 工場見学 | 60 分 |
| :--- | ---: |
| 意見交換会 |  |
| アンケート記入 | 20 分 |
|  | 10 分 |
| あいさつ，閉会 | 5 分 |

## －参加者は，市民，事業者，行政など

－質問しやすい専門家を含めておく
（ファシリテーター，インタープリター等）

## お互いの考え方や意思疎通を

深める内容を心がける取り上げる内容の例
環境方針や工場の特徴化学物質のリスク管理活動 －削減目標と具体的な見通し －化学物質リスク情報悪臭，騒音などの関心が高い内容

想定問題と適正回答練習

## ．．．．．．．．．．．．．．．．．適切な回答

汚染に関する事実を述べる。
有害物質を使用している工程や施設についての説明。
－短期的•長期的な健康への影響についての説明。（専門家 による裏付けがあるとより有効）
－一時的に資産価値が下がるかもしれないが，浄化対策に よりリスクがなくなることを説明。
－有害物質による汚染の浄化対策と計画について説明。

- 汚染の原因に言及し，再発防止策について説明。
- 現地視祭を予定していることを説明。
- 情報開示に時間がかかったという指摘を謙虚に受け止め て反省し，その原因と情報公開についての方針を述べる。 －公表できない情報がある場合は，その理由を説明する。


## 当曰の配置（座席）例

－机の配置は，円卓やロの字型など，参加者ができるだけ全員の顔を見渡せるような形とし，説明と意見の交換を行いやすくしましょう。
－参加者の立場等がわかるように，席札を置いたり，配置図を配っておきましょう。
－図で説明できるようホワイトボード，プロジェクタとスク リーンなどを準備しましょう。
－参加者の許可が得られれば，写真撮影•録音などをして おきましょう。


## リスクコミュニケーションにおける思い込み・誢解

## ［事業者側］

- 一般市民は科学的なリスクを理解できない。
- 情報を出すと無用な不安を招く。
- たくさんの情報を提供すれば理解が得られる。
- 詳しく説明すれば理解や合意が得られる。
- 一方的な情報提供や説明会，意見公募などが

リスクコミュニケーションである。

## ［一般市民側］

- 化学物質は危険なものと安全なものに二分される。
- 化学物質のリスクはゼロにできる。
- 大きなマスメディアの情報は信頼できる。
- 化学物質のリスクについては，科学的にかなり解明 されている。
－学者は，客観的にリスクを判断している。


## 化学物質アドバイザー制度

化学物質アドバイザーとは，化学物資に関する専門知識や化学物資について的確に説明する能力などを有す る人材として，一定の審査を経て登録されている方々です。市民や企業，行政のいずれにも偏らず，中立的な立場で化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。

## 化学物質アドバイザーの役割

## コミュニケーションの潤滑油

- 工場の化学物質対策を知りたい・知って欲しい！
- 悪臭や土壌汚染など，化学物質の問題について話し合いたい！


対話集会•住民説明会などで専門的な事柄を解説したり，皆さんからの質問にお答えします！

## 勉強会•講習会等での情報提供

- 身の回りの化学物質を知りたい！
- 今話題になっている化学物質について勉強したい！

そんなとき…


化学物質やリスクコミュニケーションについて分かりやすくご説明します！

化学物質アドバイザーが，リスクコミュニケーションに参加すると…
中立的立場で，参加者全員が同じ理解のもとに議論できるように，専門的な情報を提供したり，皆さんが理解できない言葉を分かりやすく解説したり，質問や疑問に答えたりします。また，誤った情報を前提に議論が進行する場合は，正しい情報を提供して議論を軌道修正します。
このような役割の人材は，英語で「通訳者」を意味する「インタープリター」と呼ばれています。

## 化学物質アドバイザーの派遣を希望される方は…

## ■まずは事務局に連絡してください。

化学物質アドバイザーに聞きたいこと，依頼したいことを整理したら，下記事務局までご連絡ください。

## 相談にも乗つてもらえます。

「化学物質や環境リスクについて関心があるけれど何から始めていいかわからない。」とお困りの方は，事務局が相談に乗ってくれます。それぞれの状況をふまえ，勉強会やリスクコミユニケーションの提案，資料 の提供などを行います。

## 申し込み・問い合わせ・各種相談は…

## 化学物質アドバイザー派遣事業事務局

東京都千代田区九段南 3－2－7
一般社団法人 環境情報科学センター 内
電話：03－3265－4000 FAX：03－3234－5407
電子メール：adviser＠ceis．or．jp

環境省 化学物質アドバイザーHP

https：／／www．env．go．jp／chemi／communication／ taiwa／index．html
用語
［ダイオキシン類対策特別措置法］
\(\left.\begin{array}{|l|l}工場又は事業場に設置される施設のうち， <br>
○ダイオキシン類を発生させ大気中に排出する施設 <br>

○ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設\end{array}\right]\)| であり，政令で定めるもの。 |
| :--- |

## ［化管法］

| 排出量 | 生産工程などから排出ガスや排出水などに含まれて環境中に排出される化学物質の量 |
| :---: | :---: |
| 移動量 | 廃棄物の処理を事業所の外で行うことなどにより移動する化学物質の量 |
| 取扱量 | 対象物質の製造量と使用量を合計した量 |
| 常時使用される従業員 | （1）排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者，若しくは 1か月を超える期間を定めて使用されている者 <br> （2）把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者 |
| ばく露 | 作業環境や生活環境において，$\square$ •皮膚などから化学物質が体内に取り込まれること。 |
| JIS（日本産業規格） | 主務大臣が制定する規格であり，日本の国家標準の一つ。 |

## Noom <br> 旗定培議会とは

豊田市では，昭和48年から，公害関係諸法令 より厳しい規制値（協定値），事前協議制，測定及び報告義務などについて，市内の事業者 と「公害防止協定」を締結し，公害規制に努め てきました。
さらに，平成20年10月以降，事業者と共働し て持続可能な社会の構築に取り組むため，「公害防止協定」の内容を見直し，「環境の保全を推進する協定」に改称し，改定及び新規締結を行っています。
協定協議会では，企業同士の環境に配慮した取組を情報共有したり，先進的な工場見学や講演会，勉強会を通じて環境の取組を広めて います。

環境の保全を推進する協定の主な追加内容
事業者 ○環境に関する取組計画を策定し，その推進と情報共有に努める。
○環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに，周辺住民への情報共有 を積極的に行うなど，信頼の確保に努める。

豊田市 ○ 助言や情報提供など取組計画の策定に協力 するとともに，情報交換の場を設けるなど，先進的な取組の市民•事業者への紹介•普及に努める。

○事業者周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

| 用語 | 解説 |
| :---: | :---: |
| 第一種指定化学物質 | 人や生態系への有害性（オゾン層破壊を含む）がある物質で，PRTR制度とSDS制度の対象 となる化学物質のこと。 |
| 第二種指定化学物質 | 第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり，製造量の増加等があった場合には，環境中に広く存在することとなると見込まれる物質で，SDS制度のみ対象となる化学物質の こと。 |
| 特定化学物質 | 労働者に健康障害を発生させる可能性が高い物質として労働安全衛生法施行令で定めら れた化学物質のこと。 |
| ［リスクアセスメント］ |  |
| 労働安全衛生法 | 職場における労働者の安全と健康を確保し，快適な識場環境を形成することを目的として定められた法律。その手段として，「労働災害の防止のための危害防止基準の確立小，「責任体制の明確化」，「自主的活動の促進の措置」など総合的，計画的な安全衛生対策を推進す ると定めている。 |
| －リスクコミュニケーション |  |
| 用語 | 解説 |
| 環境負荷物質 | 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれがある物質の総称のこと。 |
| JRCC地域対話 （日本レスポンシブル・ケア協㦈会） | 事業者による自主管理活動で，製品の全ライフサイクルにわたつて「環境，安全，健康」を確保する活動のこと。 |
| 環境モニタリング | ある一定の地域内の生態調査，大気，水，底質調査に基づき，その環境の人への影響を調査 すること。 |
| ステークホルダー | 組織や活動に係わり合いや影響があり，利益や損害を被る人や組織などのこと。 |
| ファシリテーター | 常に中立の立場で，会議の目的に沿つて進められるように支援をする人（司会者，コーディネ ーター）。 |
| インタープリター | 自然と人の仲介（通訳者）となって自然や環境の解説を行う人（専門家）。 |

## 質問•相談のための䋈口

ダイオキシン特別措置法
化管法（PRTR制度）に関すること
リスクコミュニケーション

## PCB特別措置法 <br> に関すること

## フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

## リスクアセスメント <br> （労働安全衛生法）

## 豊田市 環境部 環境保全課

〒471－8501 豊田市西町 3－60 豊田市役所環境センター2階
TEL：0565－34－6628（開庁時間）
0565－31－1212（閉庁時間）
電子メール：k＿hozen＠city．toyota．aichi．jp

## 豊田市 環境部 廃棄物対策課

〒471－8501 豊田市西町 3－60 豊田市役所環境センター3階
TEL：0565－34－6710（開庁時間）
0565－31－1212（閉庁時間）
電子メール：haitai＠city．toyota．aichi．jp

## 西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課

〒471－8503 豊田市元城町4－45豊田加茂総合庁舎2階 TEL ：0565－32－7494

## 豊田労働基準監督署

〒471－0867 豊田市常盤町 3－25－2
TEL ：0565－35－2323

## Environmental

 Regulations for Businesses in Toyota City 06
#### Abstract

豊田市では，事業者と共働して持続可能な社会の構築に取 り組むため，豊田市の環境を守り育てる条例第43条に基づ き「環境の保全を推進する協定］を市内の事業者34社と絃結 しています（令和 2 年度末現在）。

この協定を締結した事業者と市で 1 環境の保全を推進する協定協議会」を平成22年1月21日発足し，協定事業者間の情報交換や，市内の事業者全体の環境への取組の向上，環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。


この資料は，「環境の保全を推進する協定協議会」が，市内の中小企業を対象として，化学物質・リスクコミュニケーション の分野に関して環境に対する取組や環境法令の概要につい てまとめた環境教材です。

2018年3月 第1版
2022年2月 第2版

環境の保全を推進する協定協議会
事務局：豊田市 環境部 環境保全課
所在地 〒471－8501 豊田市西町3丁目60
電話 0565－34－6628
FAX 0565－34－6684
E－mail k＿hozen＠city．toyota．aichi．jp
URL https：／／kankyou－hozen．org／



[^0]:    ※：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による環境報告書を用いた調査結果より 対象：全国600事業所

